

国際文化理容美容専門学校渋谷校

成績評価・進級認定・卒業認定に関する規程

(学習成績の評価)

- 第1条 学習成績の評価は、学期末試験の成績を主に、平素の学習態度及び出席状況を考慮して行う。
2. 評価は、当該学期中の成果に応じて学期毎に行う。
 3. 各教科目の担当者は、当該年度で習得すべき学習内容の到達目標を予め申し合わせ、評価は当該教科目毎、学年別、学科別に行う事を原則とする。

(学期末試験)

- 第2条 学期末試験は、学校の年間計画に従い、年3回、各学期毎に実施する。

(評価の表示)

- 第3条 学期末試験の成績は100点法で評価する。
2. 成績通知表には100点法で記入し、成績証明には100点法の評価を次の4段階法に換算した上、双方の値を併記する。

100点法	100～80	79～70	69～60	59～0
4段階評定	A	B	C	D

(追試験)

- 第4条 学期末試験において、未受験者を含む前条D評定の者には追試験を課す。
2. 追試験は、原則として当該学期内に行うものとする。

(成績の通知)

- 第5条 学級担任は成績通知表を作成し、毎学期末に保護者に通知する。

(進級)

- 第6条 学校長は、1年次における所定の教育課程を履修したと認められる者に対して、進級を認定する。

(卒業の認定)

- 第7条 学校長は、卒業判定会議時において、2年間における所定の教育課程の全てを履修・修了したと認められる者に対して、卒業を認定する。
- 第8条 学校長は、前条に該当しない者に対して、卒業を延期する。
2. 卒業延期となった者に対しては、学級担任の責任のもとに補講授業による再指導を行い、卒業の機会を与えることができる。